

## 4. 保証金の取扱い

NIKS・ETCカードの利用にあたって、原則として保証金は不要です。

ただし、

① 当組合が必要と認めた場合

当該カード月間最大利用見込額の2ヵ月分相当額を原則として、組合が定める保証金額を差入れていただきます。なお、保証金には利息が付きません。

1) 保証金のお預かり

保証金は、事前に当組合の指定する銀行口座に振込みの方法でお支払ください。

(振込手数料は、振込人がご負担下さい。)

当組合は、保証金をお預かりしたとき「保証金預り証」を発行します。

この「保証金預り証」は、第三者に貸与、譲渡、質入又は担保に供することはできません。

2) 保証金の返還

当組合が保証金の返還を承認したときは、「保証金返還請求書」に「保証金預り証」を添付して、保証金の返還をご請求ください。

当組合は、当該カードの利用額の決済が完了していることを確認のうえ、保証金を返還します。